

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

資料番号	19	担当課	県民生活課		
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	95 1	不利益処 分の種類	法令等の違反に対する措 置命令
<b>消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)</b>					
<b>(法令等の違反に対する処分)</b>					
<b>第95条</b> 行政庁は、第93条の規定により報告を徴し、又は第94条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。					
一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。					
二 正当な理由がなくて1年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後1年以内にその事業を開始しないこと。					
三 第1号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。					
2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。					
3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は組合が第1項第2号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。					
参考					
<b>消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)</b>					
<b>(行政庁による報告の徴収)</b>					
<b>第93条</b> 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき認めるときは、組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。					
<b>(行政庁による検査)</b>					
<b>第94条</b> 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。					
2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。					
3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るために必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。					
4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	19	担当課	県民生活課
法令名	消費生活協同組合法	根拠条項	95 1	不利益処 分の種類	法令等の違反に対する措 置命令	
<p>5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>6 前条第3項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。</p> <p>7・8 (略)</p>						